

検証・評価・企画委員会の運営について

平成 25 年 11 月 5 日
知的財産戦略本部
検証・評価・企画委員会座長決定
平成 26 年 10 月 20 日
一部改正
平成 27 年 10 月 23 日
一部改正
平成 28 年 10 月 24 日
一部改正

「検証・評価・企画委員会の開催について」(平成25年10月25日 知的財産戦略本部長決定)第7項に基づき、検証・評価・企画委員会（以下「委員会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1 委員会で開催される会合の種別

委員会においては、全体会合のほか、産業財産権分野を取り扱う会合及びコンテンツ分野を取り扱う会合を開催することとする。

また、特に重要な検討課題として、新たな情報財を取り扱う会合を開催することとする。

2 各会合への出席者

前項で定める各会合への出席者、座長（各検討委員会は委員長）は以下のとおりとする。

(1) 産業財産権分野を取り扱う会合

別紙のとおり ※割愛

(2) コンテンツ分野を取り扱う会合

別紙のとおり

(3) 新たな情報財を取り扱う会合（新たな情報財検討委員会）

別紙のとおり ※割愛

3 オブザーバとしての同席

前項の規定に関わらず、各構成員はオブザーバとして各会合に同席することができる。

4 座長（各検討委員会は委員長）は、専門の事項を調査させる必要があるときは、タスクフォースを開催することができる。

5 議事の公開について

(1) 委員会は原則として公開する。ただし、座長（各検討委員会は委員長）が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではない。

(2) 委員会の議事録は、原則として、会議の終了後、速やかに発言者名を付して公開する。

6 配布資料の公開について

委員会で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。

7 前各項に掲げるもののほか、委員会における各会合の運営に関し必要な事項は、座長（各検討委員会は委員長）が定める。

コンテンツ分野を取り扱う会合への出席者（22名）

あい	ざわ	ひで	たか	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
相	澤	英	孝	弁理士、きさらぎ国際特許業務法人 代表パートナー
い	たみ	まさる	勝	日本弁理士会 会長
伊	丹	たかし	隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
うち	やま	ひろし	洋	吉本興業（株）代表取締役社長
おお	さき	ひで	き	（一社）コンピュータエンターテインメント協会会長
大	崎	秀	樹	セガホールディングス（株）代表取締役社長
おか	むら	しょう	いち	弁理士、久遠特許事務所代表
岡	村	のぶ	お	カドカワ（株）代表取締役社長
おく	やま	ゆき	のり	日本放送協会専務理事
奥	山	幸	紀	国立情報学研究所所長、東京大学生産技術研究所教授
かわ	かみ	まさる	優	ビクターエンタテインメント（株）代表取締役社長
川	上	まさ	あき	（一社）日本レコード協会会長
き	だ	じゅん	いち	松竹（株）代表取締役社長
木	田	よう	いち	山口大学教授
き	つれ	洋	一	同大学大学研究推進機構知的財産センター長
喜	連	はじめ	一	（株）ニッポン放送 代表取締役会長
さい	とう	た	いち	（一社）日本写真著作権協会常務理事
斉	藤	太	一	（公社）日本複製権センター副理事長
さこ	もと	けい	こ	漫画家、京都精華大学学長
迫	本	い	ち	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
さ	た	まさ	いち	読売新聞東京本社調査研究本部総務
佐	田	よし	のぶ	（株）講談社代表取締役社長
しげ	むら	い	づ	弁護士、桜坂法律事務所パートナー
重	村	み	つ	弁護士、TMI 総合法律事務所パートナー
せ	お	た	いち	（株）サンライズ代表取締役社長
瀬	尾	太	一	日本弁護士連合会副会長
たけ	みや	けい	こ	
竹	宮	恵	子	
なか	むら	い	ち	
中	村	伊	知	
の	さか	まさ	いち	
野	坂	雅	一	
の	ま	よし	のぶ	
野	間	省	伸	
はやし		い	づ	
林		み	づ	
みや	がわ	み	つ	
宮	川	美	津	
みや	がわ	やす	お	
宮	河	恭	夫	
わ	せ	ゆ	み	
早	稲	祐	美	
早	稲	祐	美	

◎は座長

（敬称略、五十音順）